

那覇市公報

第 1 5 2 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 集金代行業務委託について (なはまちなか振興課) 228
- 那覇市発注予定 (工事) の公表について (契約検査室) 228
- 平成 22 年 (2010 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 229
- 平成 22 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) (財政課) 230

公 告

- 那覇広域都市計画の変更について (都市計画課) 231

上下水道局告示

- 公共下水道の供用開始について (下水道課) 232

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿の縦覧場所について 242
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について 242

告 示

那覇市告示第 5 0 号

平成 2 2 年 4 月 2 6 日

掲 示 済

集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託期間 自 平成 2 2 年 4 月 1 日
 至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
- 3 相手方 那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号
 株式会社沖縄債権回収サービス
 代表取締役社長 平良 孝夫

那覇市告示第 5 3 号

平成 2 2 年 5 月 6 日

掲 示 済

那覇市発注予定（工事）の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 7 条第 1 項及び同法施行令（平成 1 3 年政令第 3 4 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 2 2 年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 公表リストの名称
平成 2 2 年度執行予定建設工事公表リスト

2 公表の事項

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 件名 | (2) 予定期間 |
| (3) 業種 | (4) 概要 |
| (5) 入札・契約方法 | (6) 時期 |

3 公表の期間

平成 2 2 年 5 月 6 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

4 閲覧の場所

都市計画部契約検査室窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

那覇市告示第 5 9 号

平成 2 2 年 5 月 1 1 日

掲 示 済

平成 22 年 (2010 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 22 年 (2010 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|---------|--|
| 1 招集の日 | 平成 2 2 年 5 月 1 9 日 (水) |
| 2 招集の場所 | 那覇市議会議場 |
| 3 付議事件名 | |
| (1) | 平成 2 2 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| (2) | 平成 2 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| (3) | 専決処分の報告について (那覇市税条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) |
| (4) | 専決処分の報告について (那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定) |

那覇市告示第 6 0 号

平成 2 2 年 5 月 1 7 日

平成 22 年 (2010 年) 4 月那覇市議会臨時会で議決された平成 22 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)

平成 22 年度那覇市の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 283,524 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 124,245,524 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		8,012,886	294,068	8,306,954
	2 県補助金	2,300,219	294,068	2,594,287
18 繰入金		3,720,550	10,544	3,710,006
	2 基金繰入金	3,705,963	10,544	3,695,419
歳 入 合 計		123,962,000	283,524	124,245,524

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		701,475	10,544	690,931
	1 議会費	701,475	10,544	690,931
2 総務費		13,905,174	520	13,905,694
	1 総務管理費	11,374,414	520	11,374,934
4 衛生費		8,237,395	19,829	8,257,224
	1 保健衛生費	3,590,575	19,829	3,610,404
5 労働費		63,210	261,207	324,417
	1 労働諸費	63,210	261,207	324,417
7 商工費		1,045,522	12,512	1,058,034
	1 商工費	1,045,522	12,512	1,058,034
歳 出 合 計		123,962,000	283,524	124,245,524

公 告

那覇市公告第 3 8 号

平成 2 2 年 5 月 1 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

- (1) 那覇広域都市計画公園 (2 ・ 2 ・ 那 3 5 号 羽佐間公園)
- (2) 那覇広域都市計画緑地 (那 1 号 辻・若狭緑地)
- (3) 那覇広域都市計画下水道 (那覇市公共下水道)

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 那覇広域都市計画公園 (2 ・ 2 ・ 那 3 5 号 羽佐間公園)
那覇市安里 3 丁目の一部
- (2) 那覇広域都市計画緑地 (那 1 号 辻・若狭緑地)
那覇市若狭 1 丁目の一部
- (3) 那覇広域都市計画下水道 (那覇市公共下水道)
那覇市港町 1 丁目、辻 3 丁目及び通堂町の一部、那覇市港町 4 丁目地先

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 階)

4 都市計画の縦覧期間

平成 2 2 年 5 月 1 1 日(火)から平成 2 2 年 5 月 2 5 日(火)まで
(土・日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 号

平成 2 2 年 4 月 2 1 日

掲 示 済

公共下水道の供用開始について

下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道
6 4 次 (汚水) の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

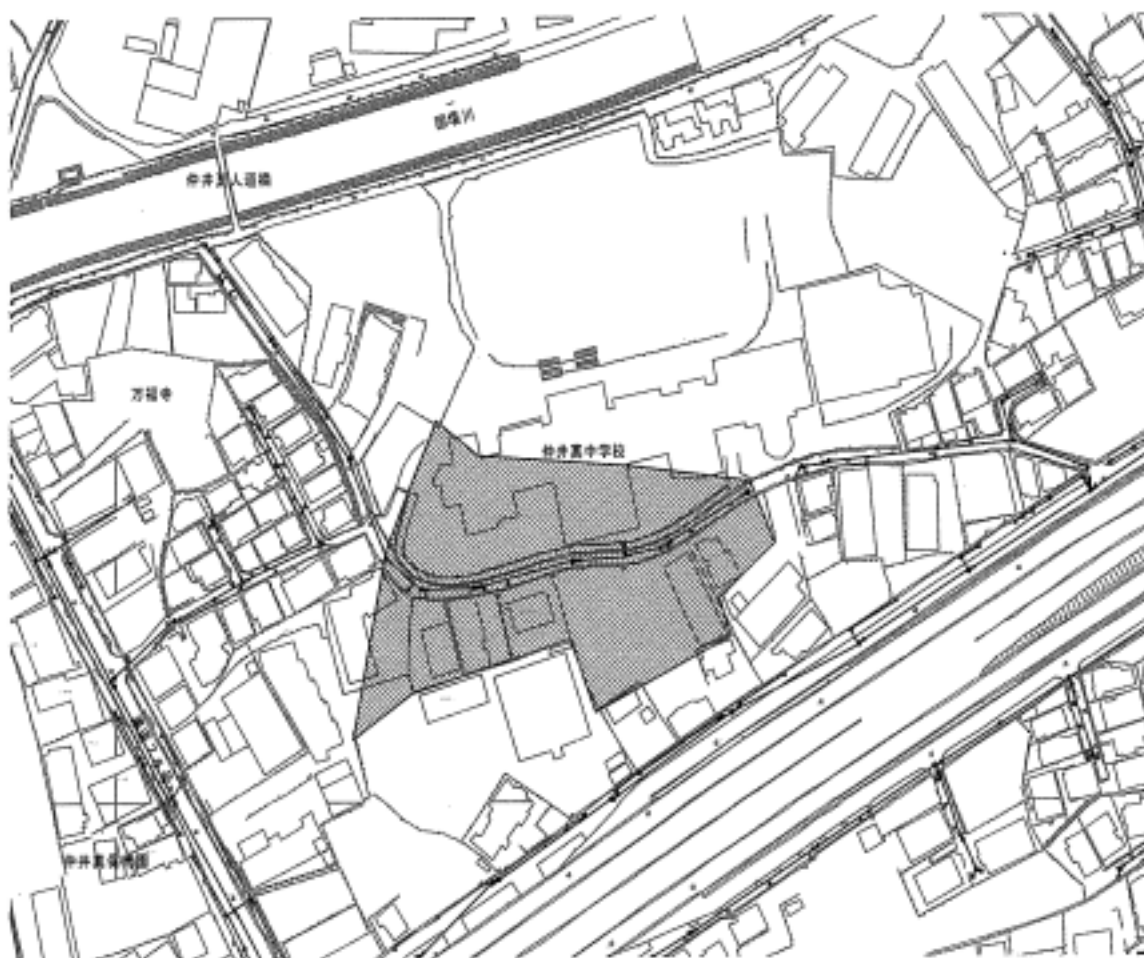
- 1 使用及び処理開始年月日 平成 2 2 年 4 月 2 1 日
- 2 使用及び処理開始区域
汚水
首里末吉町 4 丁目、小禄 1 丁目、字仲井真、字真嘉比、首里石
嶺町 2 丁目、寄宮 3 丁目、首里崎山町 3 丁目、字国場、字松川
の一部
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置
別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間
那覇市上下水道局 下水道課
平成 2 2 年 4 月 2 1 日から 2 週間
- 6 終末処理場の位置
那覇浄化センタ - 那覇市西 3 丁目 1 0 番 1 号



第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
首里末吉町4丁目地内



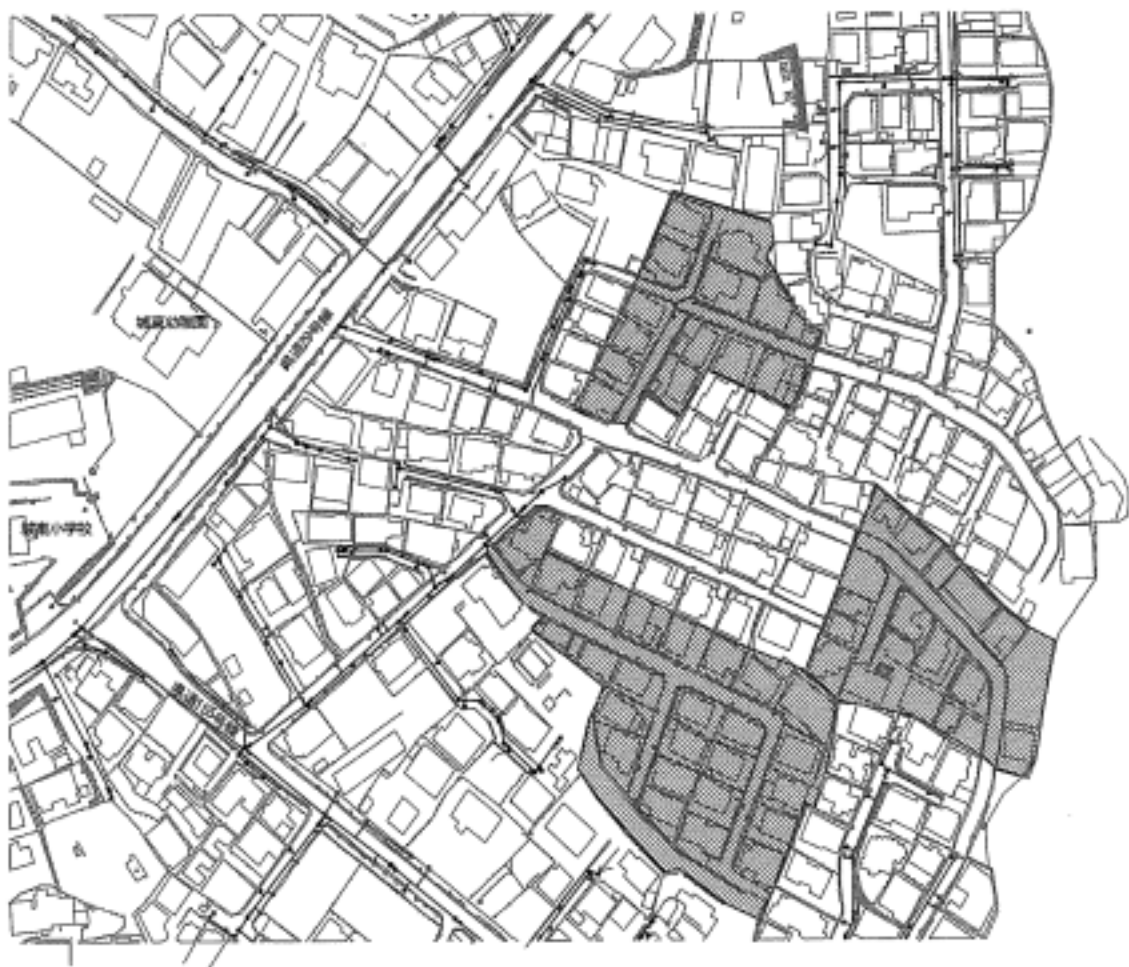
第64次公共下水道(汚水)供用開始区域図
小禄1丁目地内



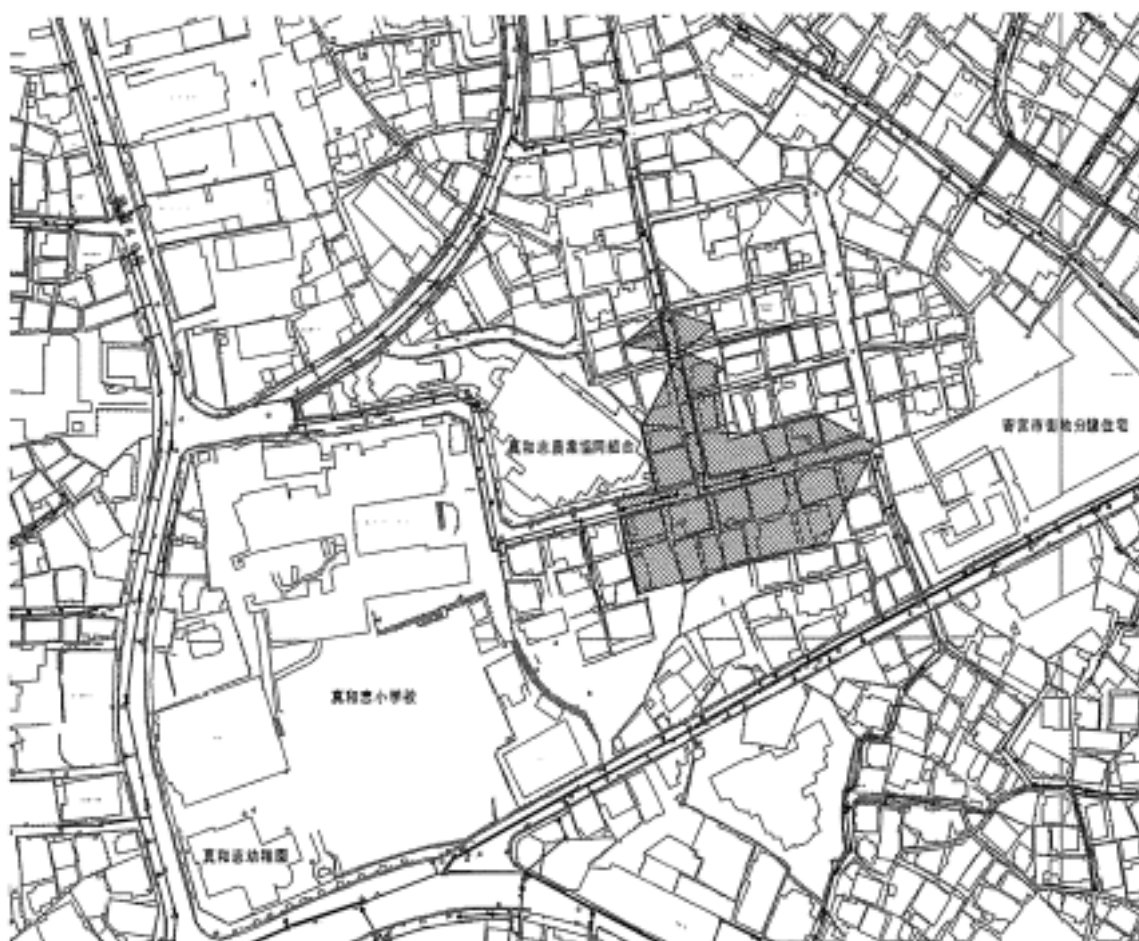
第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
字仲井真地内



第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
字真嘉比地内



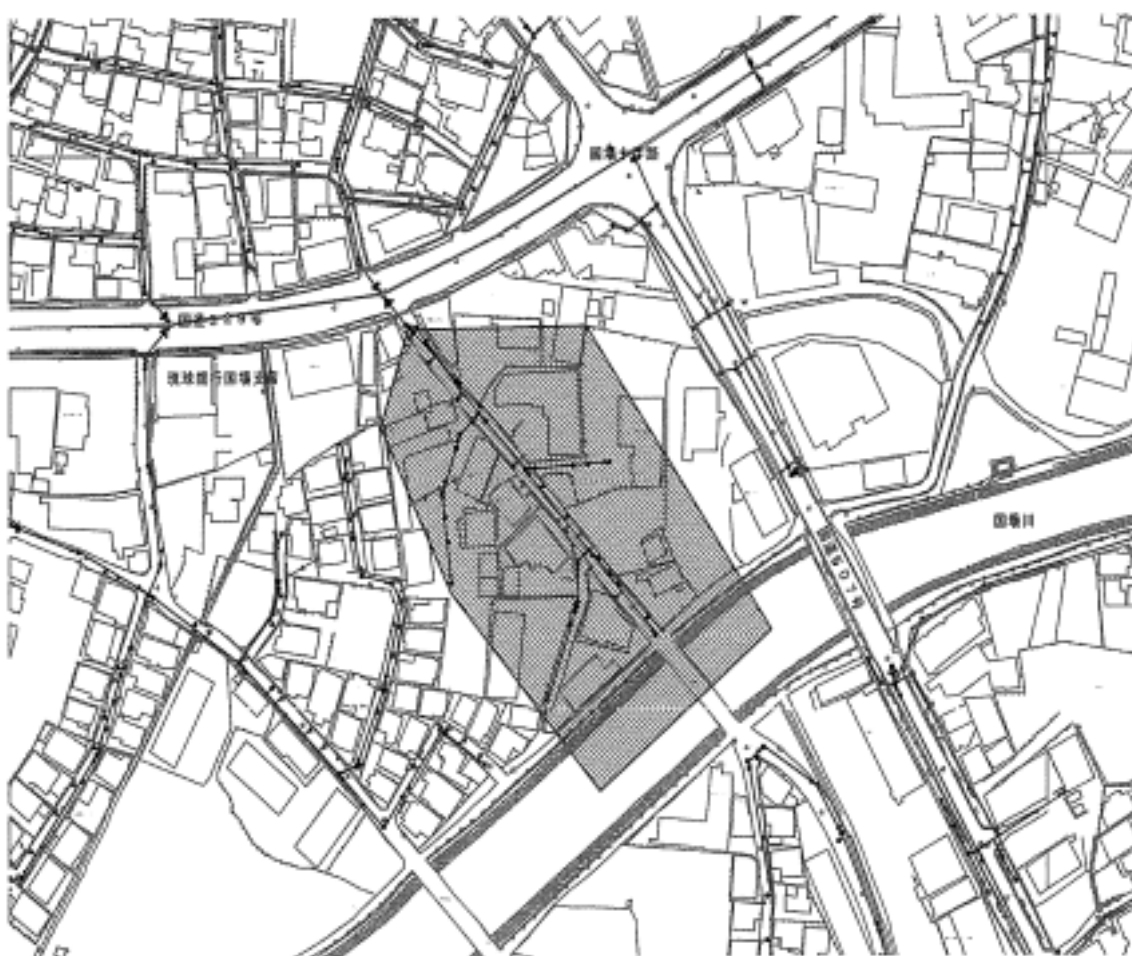
第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
首里石嶺町2丁目地内



第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
寄宮3丁目地内



第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
首里崎山3丁目地内



第64次公共下水道(污水)供用開始区域図
字国場地内



第64次公共下水道(汚水)供用開始区域図
字松川地内

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号

平成22年5月11日

掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、平成22年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第3号

平成22年5月11日

掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成22年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局